

令和5年5月8日

保護者の皆様へ

日向市立美々津中学校
校長 山之口 雅彦

新型コロナウイルス感染症「5類移行」に伴う今後の対応とお願い

平素より、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本日より「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」が施行され、新型コロナウイルス感染症は「5類移行」となりました。具体的には、インフルエンザと同等の扱いとなるわけですが、完全に終息したわけではありませんので、今後とも基本的な自己管理（衛生管理）は続けていく必要があると考えます。

つきましては、それに伴い今後は下記のように対応して参りますので、ご理解・ご協力の程よろしく申し上げます。

記

1 5月8日（月）からの対応

○ 出席停止の期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」
(※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、改善の方向にあること)

○ 濃厚接触者について

原則として濃厚接触者の特定はしないこととし、従来のような行動制限及びその協力要請等もしません。従って、同居家族に感染者が確認されたり、学校等で感染者との濃厚接触があってもこれまでのような出席停止等はしません。

○ 感染が不安で休ませたい場合

- ◆原則として今後は病欠（欠席）となりますが、次のような場合は学校に相談してください。
 - ・同居家族に基礎疾患や高齢者がいるなどの事情がある場合
 - ・生徒自身が医療的ケアを必要としたり基礎疾患等がある場合

○ マスクの着用について

感染した場合は、発症から10日を経過するまでは着用をお願いします。

2 お知らせとお願い

- 毎朝実施して参りました「検温」は、今後は学校では行いません。
- 手指の洗浄や消毒は、今後も続けていくように指導します。

以上、よろしくお願いいたします。